

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く。))

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、予算示達がなされることを条件とするものである。

平成28年4月14日

支出負担行為担当官

沖縄防衛局長 井上 一徳

1 業務概要

(1) 業務の名称 トリイ通信施設等5施設用地測量等業務

(2) 業務内容 本業務は、トリイ通信施設、泡瀬通信施設、嘉手納飛行場、キャンプ瑞慶覧、那覇港湾施設内の一部土地について、用地境界標等を設置し、関係図面等を作成するものである。

○トリイ通信施設・・・用地測量面積 2,732.50㎡、筆数 3筆

用地境界標の設置19点、

基準点の設置 3級2点 4級6点、実測平面図等の作成 一式、

立竹木調査 2,732.50㎡

○泡瀬通信施設・・・用地測量面積 734.79㎡、筆数 1筆

用地境界標の設置8点、

基準点の設置 3級1点 4級1点、実測平面図等の作成 一式

○嘉手納飛行場・・・用地測量面積 201.80㎡、筆数 2筆

用地境界標の設置6点、

基準点の設置 3級1点 実測平面図等の作成 一式、

立竹木調査 8,453.00㎡

○キャンプ瑞慶覧・・・用地測量面積 380.91㎡、筆数 1筆

用地境界標の設置5点、

基準点の設置 4級2点、実測平面図等の作成 一式

○那覇港湾施設・・・用地測量面積 294.00㎡、筆数 1筆

用地境界標の設置4点、実測平面図等の作成 一式

なお、詳細については、特記仕様書による。また、ここに記載の内容が、特記仕様書等と異なる場合には、特記仕様書等を優先するものとする。

(3) 履行期限 平成28年8月31日

(4) 本業務は、資料提出及び入札を紙(電子入札システムは使用しません。)で行う。

- (5) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。
- (6) 本業務は、業務の品質確保を図ることを目的として、受注者の負担において第三者履行確認を義務付ける試行対象業務である。
- 詳細は入札説明書に記載しているもので、熟読の上、申請書等を提出すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない。
- (2) 防衛省における平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「測量業務」に係る「A」又は「B」の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けている。）。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始に申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度格付を受けた者を除く。）でない。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、沖縄防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でない。
- (5) 次に示す同種業務について、元請けとして平成18年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡し完了した業務の実績を有する。
- ・同種業務：測量業務の実績
- なお、当該実績が平成16年4月1日以降に契約した地方防衛局、地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）又は旧装備施設本部（以下「地方防衛局等」といい、旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の業務に係るものにあつては、業務成績評定通知書の業務評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除く。
- (6) 入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がない（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。詳細は入札説明書による。
- (7) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できる。

ア 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ア)から(エ)に示す条件をすべて満たす者である。

(ア) 測量士の資格を有する。

(イ) 平成18年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡し完了した業務のうち、次に示す同種業務においての経験を有する。

・同種業務：測量業務の経験

なお、当該経験が平成16年4月1日以降に契約した防衛省発注機関の業務に係るものにあつては、評定点が65点未満のものを除く。

(ウ) 平成28年4月14日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が4億円未満かつ10件未満である。

ただし、平成28年4月14日現在の手持ち業務に沖縄防衛局発注業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億円未満かつ5件未満である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

(エ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

(8) 沖縄防衛局の管轄区域（沖縄県）内に、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の「営業所一覧表」に記載している本店又は支店等営業所が所在する。

(9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でない。

(10) 競争参加資格確認のため、添付を義務づけた資料の添付がなく、記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、参加資格の確認ができないとして欠格とする。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9

沖縄防衛局総務部契約課契約審査係

TEL 098-921-8131（内線155）

FAX 098-921-8167

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 平成28年4月14日から平成28年5月24日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する

行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで。

イ 交付場所 上記(1)に同じ。

ウ 交付については貸与とし、開札日から14日以内に返却するものとする(郵送等による場合は期限内必着。)

エ その他

交付にあたっては、上記2(2)に掲げる競争参加資格の格付けを受けている者又は開札日までに当該資格の取得見込み者を対象とする。

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア 提出期限 平成28年4月14日から平成28年4月25日まで(行政機関の休日を除く)の毎日、午前9時から午後5時まで。最終日は正午まで。

イ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)すること。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 平成28年5月23日 正午まで。

イ 提出方法 (1)に持参することとし、郵送等は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年5月25日 午前10時30分

イ 場所 沖縄防衛局1階 入札室1

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除。

(3) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行コザ代理店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行コザ代理店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 沖縄防衛局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価

格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (6) 予定価格に対して、著しく低い価格又は高い価格で応札した場合は、当局の行う調査に協力を求める場合がある。
- (7) 一般競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認めた者が応札しなかった場合は、当局の行う調査に協力を求める場合がある。
- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (9) 手続における交渉の有無 無。
- (10) 契約書作成の要否 要。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 詳細は入札説明書による。